

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	1月30日（月）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は、1月27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定し、あわせて、基本的対処方針を変更した。</p> <p>これを受け東京都は、同日、感染拡大防止の取組を決定した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、1月30日以降、以下のとおり対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和5年1月30日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027